

## ドッグサップ協会 規約（抜粋）

### 第一章 総則

（名称）

#### 第1条

本会は日本ドッグサップ協会（以下「本会」といい英文名を DOG SUP ASSOCIATION OF JAPAN 略名 DSAJ）と称する。

（事務所）

#### 第2条

本会の事務所は、〒329-3142 栃木県那須塩原市佐野 152-3 に置く。

（記章）

#### 第3条

本会の記章は、下記の通りである。



**日本ドッグサップ協会**  
DOG SUP ASSOCIATION OF JAPAN

### 第二章 目的及び事業

（目的）

#### 第4条

本会は、ドッグサップの健全なる発展と普及に努めることをもって目的とする。

（事業）

#### 第5条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各関連組織、団体の決定した目的および事業に対する助言ならびに指導
- (2) ドッグサップ大会主催、その他の競技会の公認ならびに競技会運営の指導。
- (3) ドッグサップインストラクターの教育に関する検定、講習、公認。
- (4) ドッグサップインストラクターの育成ならびに応援。
- (5) 会員の登録に関する業務。
- (6) 関連組織、団体のスクールおよびインストラクターの公認ならびに登録に関する業務。

- (7) 安全なドッグサップの普及、マナーの啓蒙。
- (8) ドッグサップ事故の防止の調査研究。
- (9) その他、目的を達成するために必要と認める業務。

これを別に定める。